

◇「調査票」を記入する前に、よくお読みください。

この調査の対象範囲は、**対象となった事業所のみ**です。会社企業全体ではありません。

「1. 貴事業所全体の月間売上高」について

- 売上高（収入額）とは、貴事業所全体において**サービス等を提供した対価として得られたもの**で、仕入高や給与などの**経費を差し引く前の金額**をいいます。
- 修理センターなどで、代金が貴事業所に直接支払われず、本社等に振り込まれている場合は、その振込代金は本社の売上高（収入額）とはせず、実際にサービスを提供した事業所の売上高（収入額）としてください。

売上高（収入額）に含まれるもの

- 受託販売 … 販売手数料収入
- 委託販売 … 委託先で販売した**実際の販売額**
- 不動産代理業・仲介業 … 代理手数料収入、仲介手数料収入など
- 取次業 … 取次手数料収入（クリーニングや写真（現像・焼付・引伸）などの取次手数料）
- 自家消費・贈与 … 商品や製品などを自家用に消費したり他人に贈与した場合には、**金額に換算した額**
- 医療業・介護事業 … 医療保険・介護保険からの**受取保険料**、利用者の**自己負担**など
- 会社以外の法人及び法人でない団体 … **事業活動によって得た収入**
「**会社以外の法人**」とは、社団・財団法人、医療法人、特殊法人などのように、会社以外で法人格を持っている団体のことをいい、**国及び地方公共団体**も含まれます。
「**法人でない団体**」とは、協議会、管理組合などのように、団体であるが法人格を持たないものをいいます。
注）回答時に、正確な売上高（収入額）がどうしても把握できない場合は、概算額を記入してください。

売上高（収入額）に含めないもの

- 預金・有価証券などから生じた**事業外の利子・配当収入**
- **事業外**で有価証券、土地や建物などの**財産（資産）を売却して得た収入**
- 借入金、繰越金
- 本所・本社・本店などから支給される**支所・支社・支店の運営経費**
- **事業活動を継続するための収入**（運営費交付金、寄付金、献金、補助金、会費、会員の負担金など）

売上高（収入額）の計上時点について

- **売上高（収入額）は、代金を受領した月ではなく、サービス等を提供した月に計上してください。**
例）割賦販売については、サービス等を提供した月に計上してください。
 - ・学習塾などで授業料を3か月分まとめて受け取った場合、授業を実施した期間（3か月間）で均等割りして計上してください。
 - ・ソフトウェア開発などの長期にわたる事業については、進行状況に応じて計上してください。
- 売上高（収入額）は、**月初めから月末までの1か月間**の金額を記入してください。やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月間の金額を記入することは差し支えありませんが、翌月以降の調査票においても同一の期間で記入してください。

【備考欄 ①】について

- **【備考欄 ①】**には貴事業所が行っている事業活動において、売上高（収入額）が前年同月と比べて大きく増加または減少した**具体的理由**を記入してください。前年同月と比較できない場合は前月と比較し売上高（収入額）の増減理由を記入してください。
記入例： 宣伝広告を出したことにより前年同月と比べ契約数が増えた。／天候の影響により前年同月と比べ利用者数が増えた。／1年前より人員を増やし販売促進に注力した。

「2. (1) 貴事業所に所属する従業者数」について

- 「**① 有給役員**」とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。
- 「**① 個人業主**」とは、個人経営の事業主をいいます。個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は常用雇用者としてください。
- 「**① 無給の家族従業者**」とは、個人業主の家族などで、賃金や給与を受けずに、貴事業所を手伝っている人をいいます。
- 「**常用雇用者**」とは、以下の要件のいずれかに該当する人をいいます。
 - ・雇用期間を定めずに雇用している人
 - ・1か月以上の雇用期間を定めて雇用している人
- 「**② 正社員・正職員として人**」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員として処遇している人をいいます。
- 「**③ ②以外の人（パート・アルバイトなど）**」とは、常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」などの人をいいます。
- 「**④ 臨時雇用者（③以外のパート・アルバイトなどを含む）**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人や、日々雇用されている人をいいます。

「2. (2) 受入者」について

- 「**2.(1)のほかに他の企業などからきて（出向又は派遣）貴事業所で働いている人**」とは、労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら、貴事業所で働いている人をいいます。